

## 1、ガイドラインについて

このガイドラインは、沖縄県のガイドラインを参考に、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたイベント等の実施に関して、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的として作成しています。

## 2、イベント開催時の収容人数

項目	収容率	人数上限
屋内イベント	50%以内	5,000 人以内
屋外イベント	十分な間隔（1 m～2 m）	5,000 人以内

※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）とする。

※上限人数が 1000 人以下のイベントについては収容率 50%以内で開催する。

※施設の使用時間は 20 時までとする。

※県の方針に準ずる。

## 3、感染拡大予防の実施事項

### 1、全体の予防策

① ワクチン接種又は事前の PCR 等検査での陰性確認を勧奨

イベント開催の際、HP やポスター掲示で陰性確認の勧奨を促す。

② マスクの着用の担保

マスクを着用していない者がいた場合は、入場を制限するか、観光商工課でマスクを準備するなどの対策（配布）を取り、着用率 100%を担保する。

③ 消毒・手洗いの徹底

共有物の管理又は施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）の消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2 時間ごと）に行う。また、こまめな手洗い・消毒を行う。

④ 換気の徹底

換気の悪い密室空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施すること。繊細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため、定期的に外気を取り入れる換気を行う。

⑤ 身体的距離を確保した誘導

人を密集させない環境（1m）の間隔を確保するよう、会場のレイアウト、定員数の設定や人員の配置等による動線の確保など密集しないよう工夫する。

⑥ 歓声・声援等がないことを前提としたイベントでは、大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える案内、BGM の音量制限等）を行う。

歓声・声援が想定されるイベントでは、隣席との身体的距離を確保する。

#### ⑦出演者の発声等への対応

出演者の発声等を伴うイベントにあっては、客席と出演者との間に十分な距離（舞台から観客の間隔を2 m確保）をとる。

#### ⑧演者の行動管理

有症状者は出演・練習を控えること。演者等と観客が催物前後や休憩時間等に接触しないような措置を確実にとる。接触が防止できない恐れがあるイベントについては開催を見合わせる。なお合唱等、声を発出する演者間での感染リスクにも十分注意すること。

#### ⑨座席の間隔

異なる観客グループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくてもよい。

#### ⑩飲食の制限

飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。休憩時間及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底すること（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等の条件を全て満たす場合に限り、飲食は可能）。

#### ⑪人数制限の実施

休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止対策を取ること。また、入場口・トイレ・出店等の密集が回避できない場合は、そのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施すること。

#### ⑫催物前後の行動管理

イベントへの参加のため公共交通機関を利用する際の密集を回避するために、交通機関の分散利用を促す。可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進する。

#### ⑬ガイドライン遵守の徹底及び公表

ガイドラインに従った取組を徹底することとし、その旨をホームページ等で公表する。

#### ⑭参加者の把握

「RICCA」「COCOA」を活用することにより、参加者を把握できる体制をとる。また、チラシ、WEB、SNS等のイベント告知媒体に「RICCA登録用QRコード」の読み取りが必要であることを案内する。なお、「RICCA」「COCOA」を活用していない来場者、及び、事前申込み者は、名簿を作成し記入する体制をとる。（別紙2）。

#### ⑮入場の制限

参加者の制限に関する規定をイベント開催前に策定し、入場時の検温実施や発熱者・有症状者の入場制限に関するルールを明確にするとともに、当該規程を周知する。

#### ⑯参加者への事前連絡事項

体調不良の場合には参加を控える。併せて、外出自粛要請等が発令されている地域からの参加者には慎重な検討を促すこと。

#### ⑰イベントの開催について

緊急事態宣言中の期間中（県の方針に準ずる）は、町長、部長、関係課と協議を行い、課長の指示により1週間前までに開催の判断をし、関係者へ連絡を行う。運営側（観光商工課）

職員は、2W 前より体温チェックし、前日に課長へ提出を行う。観光商工課で感染者が出た場合、濃厚接触者が出た場合は、その時点でイベントを中止もしくは延期とする。(オンライン、展示会は除く)

#### 4、ガイドラインを元に具体的な実施内容

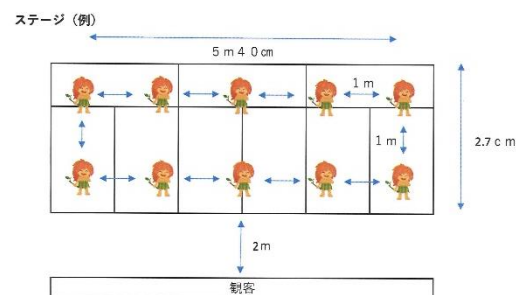
##### 【屋外イベント】

##### ① 出店者、店舗

- (1) 事前にガイドラインに沿って行う事の周知 (別紙 1)
- (2) 当日の検温、連絡先の把握、RICCA の登録及び QR 読み込み
- (3) お客様が密にならないように注意喚起
- (4) イベントでの営業は 20 時まで
- (5) 店舗と店舗の間は 1 m 以上間隔をあける

##### ② ステージ出演者向け

- (1) 事前にガイドラインに沿って行う事の周知 (別紙 1)
- (2) 当日の検温、連絡先の把握、RICCA の登録及び QR コードの読み込み
- (3) ステージ前の練習は控える
- (4) 控え室は、あくまでも荷物置きとして使用 (密を避けるため)、終始換気
- (5) 出演者も密にならないように 1m の距離を置く (ステージ前後も含め)
- (6) ステージと観客の間は 2 m 距離を置く
- (7) 飛沫防止の為、声出しはなるべく控えて、フェイスシールド又はマスクを着用する
- (8) マイクを使用した場合その都度消毒を行う



##### ③ 来場者向け・告知

- (1) 事前にガイドラインに沿って行う周知
- (2) RICCA の登録及び QR コード読み込み (事前告知から当日)
- (3) 別紙 1 の対策の周知

##### 【屋内イベント】

##### ① 展示スペースは密にならないようなスペースで行う

##### ② 定期的な換気を行う

##### ③ 1～2 時間ごとの消毒の徹底

##### ④ ガイドラインに沿った周知

##### ⑤ 来場者の検温又は、サーモグラフィーの設置

##### ⑥ 消毒の設置

※イベントに参加するすべての方に共通して、体調がすぐれない、熱がある、感染の疑いがある場合は来場を控えて頂く。

※ガイドラインに協力できない方はイベントへの参加をご遠慮頂く。

※このガイドラインに書いている事は状況により変更となる場合があります。

10 月 1 日現在